

2025 年度愛知国際アリーナ PFI 事業アドバイザー業務仕様書

1 業務の名称

2025 年度愛知国際アリーナ PFI 事業アドバイザー業務

2 業務目的

2025 年 7 月にグランドオープンする愛知国際アリーナは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 19 条に基づく公共施設等運営権を設定し、民間事業者が管理運営を行う。

本業務は、愛知国際アリーナ開業後、コンセッション事業の特色を踏まえた円滑な管理運営を推進するために必要な支援を行うものである。

<参考>

2021 年 5 月に株式会社愛知国際アリーナとの間で愛知県新体育館整備・運営等事業特定事業契約を締結し、2022 年 10 月に当該事業者を指定管理者に指定、2025 年 4 月に当該事業者に対して公共施設等運営権を設定した。

3 業務期間

2025 年 7 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 事業運営に関する支援

- ・運営事業者との協議に関する支援
(統括マネジメント業務、運営実施業務、維持管理業務等に係る協議)
- ・年度業務計画書及び年度業務報告書(財務の諸計画及び諸報告を含む)の確認に関する支援
- ・中長期修繕計画の改定に関する支援
- ・任意事業の進捗管理等に関する支援

(2) ガバナンス及びモニタリングに関する支援

- ・会議体及び第三者機関の運営に関する支援(経費の負担を含む)
- ・特定事業契約に基づくモニタリングに関する支援
- ・「愛知県指定管理者制度ガイドライン」に基づく指定管理者の管理運営状況の点検・評価に関する支援

(3) その他の支援

- ・愛知国際アリーナ事業の円滑な推進のための法務・財務・技術面に関する支援
- ・県職員を対象としたコンセッション事業に係る各種制度やアリーナ事業の推進

に関する勉強会の開催

5 業務の実施方法

- ・国や他の自治体などの事例を収集するとともに、必要に応じてヒアリング等により考え方を把握した上で、支援を行うこと。
- ・法務、財務、建設等に関する十分な経験と資格を有する者による専門的な知見に基づいて支援を行うこと。

6 成果物

(1) 内容

以下の内容を含むものとする。ただし、県との打合せ記録、会議体及び第三者機関の議事録案は、打合せ等の終了後 1 か月以内に提出し、県の確認を受けることとする。

- ・相談内容及び回答（相談票）
- ・県との打合せ記録
- ・会議体及び第三者機関の会議資料、議事録案等
- ・県職員に対する勉強会の資料
- ・その他、受託者が実施した支援の概要

(2) 部数

- ・紙媒体（報告書及び概要版）：1 部
- ・電子媒体（CD-R）：1 部

(3) 納入場所

愛知県スポーツ局愛知国際アリーナ課

7 留意事項

- ・本業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置くこと。
- ・本業務の実施に当たっては、事前に県と十分協議を行うこと。また、業務実施方法や進捗状況の確認等、本業務の円滑な実施のために定期的に（概ね月 2 回程度）かつ必要に応じて県と打合せ・連絡調整を行うこと。あわせて、打合せの記録を作成すること。
- ・本業務の実施に当たり、県から指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- ・法務・財務・技術面に関する支援に当たっては、専門的な知識を有する者に再委託することを可能とする。ただし、再委託先に係る県の承諾は、再委託先ごとに行うこととし、県が指定する様式により承諾依頼を提出すること。

- ・本業務の実施に当たり使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得るとともに必要な費用の負担をすること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者がその一切の責任を負うこと。
- ・仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、必要に応じて 県と受託者が協議して決定する。